

## 平成26年度新・地域再生マネージャー事業に係る支援業務委託仕様書

### 1. 業務委託件名

平成26年度新・地域再生マネージャー事業に係る支援業務

### 2. 業務委託の目的

財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が平成26年度に実施する新・地域再生マネージャー事業を円滑かつ効果的に業務を遂行できるように総合的に支援を行うことを目的とする。

### 3. 業務委託の内容

#### 3-1. 助成金

<採択事業に対する支援>

##### ①申請書類の内容整理及び情報提供

- ・申請地域の状況
- ・派遣される地域再生マネージャー等の外部の専門的人材（以下「外部人材」という。）の情報
- ・類似事例、参考資料の提供

##### ②採択地域・外部人材に対する支援

- ・事業に関する質疑応答
- ・事業実施に当たっての各種助言

##### ③事業進捗の管理及び支援

- ・採択地域の事業進捗を確認するための現地調査への同行（1採択地域当たり年2回程度、事業開始、中間段階を想定。採択地域は13件程度を想定）
- ・議事概要、議事録の作成
- ・事業の進捗に影響がある課題が判明した場合、財団及び採択地域に報告のうえ、解決方法等を提示する。

【留意事項】現地調査に係る同行経費は、受託者の負担とする。

##### ④「報告会」の運営支援

事業の進捗状況を確認し、事業を着実かつ円滑に実施するため、採択地域及び外部人材による報告会を実施する。（都内、年1回程度を想定）

- ・会議資料の作成
- ・事前打合への同行
- ・議事要旨、議事録の作成

【留意事項】資料作成及び同行経費は、受託者の負担とする。

##### ⑤地域再生の参考情報の管理支援

販路開拓、誘客促進の情報を管理し、地域に提供することにより、「ビジネス志向」を促進し、地域の経済循環構築を支援する。

- ・地域再生の参考情報の管理
- ・採択地域への情報提供及び支援（5件程度を想定）

#### <「アドバイザー会議」の運営支援>

新・地域再生マネージャー事業の実施に当たり、採択時、中間報告、最終報告の段階において、外部有識者（以下「アドバイザー」という。6名程度を想定）から助言を受ける会議を開催する。（財団内会議室を想定）

- ・会議資料の作成
- ・事前打合への同行
- ・議事要旨、議事録の作成

【留意事項】資料作成及び同行経費は、受託者の負担とする。

### 3-2. 外部人材派遣

#### <環境整備型に対する支援>

##### ①事業進捗の管理及び支援

- ・採択地域の事業進捗の確認するための現地調査への同行（1採択地域当たり年間1回程度で事業開始直後想定。採択地域は8件程度を想定）
- ・議事概要、議事録の作成
- ・事業の進捗に影響がある課題が判明した場合、財団及び採択地域に報告のうえ、解決方法等を提示する。

【留意事項】現地調査に係る同行経費は、受託者の負担とする。

##### ②報告書の整理

- ・採択地域及び外部人材からそれぞれ受ける各報告書（年間6回程度）の整理

#### <初期対応型に対する支援>

##### ①事業進捗の管理及び支援

- ・採択地域の地域再生の方向性を提言するための現地調査への同行（1採択地域当たり年間1回程度、2泊3日を想定、採択地域は6件程度を想定）
- ・課題提言・調査の補助
- ・最終日に行う調査結果報告会の提言説明資料の作成
- ・議事概要、議事録の作成

【留意事項】現地調査に係る同行経費は、受託者の負担とする。

### 3-3. 事例報告研究会の開催等

#### <「地域再生セミナー」に関する運営支援>

地域再生の事例を広報するために開催する。（全国2箇所程度を想定）

- ・セミナーへの同行
- ・議事要旨、議事録作成

- ・アンケートの集計

【留意事項】現地同行経費は、受託者の負担とする。

<「地域再生マネージャー連絡会」に関する運営支援>

地域再生マネージャーの意見交換のために開催する。(都内、年1回程度を想定)

- ・会議への同行
- ・議事要旨、議事録作成

【留意事項】現地同行経費は、受託者の負担とする。

<報告書等の作成>

平成26年度新・地域再生マネージャー事業の取組概要のほか、事業の評価・分析(可能な限り定量的な効果分析)を行い、報告書(A4で160頁程度を想定)及び概要書を取りまとめる。

### 3-4. その他関連庶務事項等

財団の広報活動に係わる企画立案、事業実施に付随する各種資料の整理など関連業務を実施する。また、地域再生に係わる専門的な素養を持つ人材の発掘に協力し、人材情報収集・提供、人材の紹介等を財団に対して積極的に行う。

## 4. 業務委託期間

契約締結の日の翌日から平成27年3月31日までとする。

## 5. 成果物

- ①報告書10部(A4コピー製本)
- ②電子データ一式(CD又はDVD)1枚

成果物については、全て財団に帰属するものとする。